

第9回 甲状腺検査評価部会 開催報告

1 日時：平成30年1月26日（金） 13:00～15:25

2 場所：ザ・セレクトン福島 本館3階「吾妻」

3 出席者：部会員8名（欠席者なし）

4 説明事項等（※当日の会議資料については、**参考資料1**を参照）

(1) 前回の評価部会及び検討委員会の内容について

- ・ 前回（第8回）の部会の振り返りとして、事務局より提案事項等の説明、第29回検討委員会の概要等について説明した。
- ・ 部会員から『「甲状腺にかかる健康影響を最小限にすること」「放射線と甲状腺がんとの関連を正しく評価すること」を目的で明確にすべき』と意見があったことに対して、事務局からは設置要綱及び中間取りまとめに記載された目的に包含されると考えていると説明した。

(2) 本格検査（検査2回目）について

- ・ 県立医科大学県民健康管理センターより、先行検査と本格検査（検査2回目）における年齢階級別の一次検査受診率、二次検査対象者の割合、細胞診受診者の割合等について図により説明した。
- ・ 部会員により、検査時年齢（到達年齢）と検査間隔の概念を導入した集計方法について提供資料により提案された。

(3) 県立医科大学における研究論文報告について

甲状腺検査に係る研究論文3本についての概要を説明した。

(4) その他

- ・ 県立医科大学甲状腺内分泌センター長より、「県民健康調査 甲状腺検査」集計外の甲状腺がんに関する学内の調査について、進捗状況の説明があった。
- ・ 事務局より、がん登録情報の利用・提供について、がん登録の推進に関する法律に基づき、県は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため自ら利用することができること、ただし、将来的に全国がん登録の利用を見据えた場合には、全国がん登録に準じた対応が必要であり、がん登録情報の利用に当たっての基準については国で現在審議中であることを説明した。
- ・ 資料「疫学研究の質と因果関係判断の考え方」、資料「放射線と小児甲状腺がんの考え方」について、各部会員より説明された。

5 部会員意見等

(1) 甲状腺検査（甲状腺検査評価部会）の目的について

【主な意見等】

- ・ 「健康影響を“最小限”にすること」という表現は部会として、健康影響を容認することになるので、「回避する」などの表現がいいのではないかと。
- ・ 「回避する」では全くなくすことになる。甲状腺検査にはデメリットがあり、全くな

くすというのは難しいのではないか。いかにして検査による不利益を少なくするかを考える必要がある。

(2) 本格検査（検査2回目）の評価について

- ・ 年齢階級や地域などにより受診率等に差があるということを考慮し、引き続き議論していくこととされた。
- ・ 部会員からの集計方法に関する提案に対しては、県立医科大学で集計を行い次回以降に資料を提出することとした。

【主な意見等】

- ・ 放射線影響を見るためには、被ばく線量による地域分けが必要ではないか。
⇒ 先行検査においては、基本調査の外部被ばく線量の推計結果により、地域を3地域、5地域に分けた評価では差がないという結果であった。本格検査についても被ばく線量別の解析を実施中である。（医大）
- ・ 検査間隔を調整した人年ではなく、一定の間隔（先行検査の実施年度ごと、本格検査の実施年度ごと等）で集計したほうが、実態を把握できるのではないか。
- ・ 一次検査時の年齢階級別受診を実施年度ごとに出してもらいたい。
- ・ 放射線影響を見るには、個人の線量と受診状況による分析も必要である。
- ・ 年齢階級別細胞診結果について、男女別のがん発見率を出してもらいたい。

(3) 甲状腺がん症例の把握及び評価方法等について

【主な意見等】

- ・ 現状では、検査の実施状況に基づいた集計・状況報告になっている。将来的には対象年齢層における未受診の方の情報も必要であり、甲状腺検査とは別な枠組みが必要ではないか。
- ・ がん登録の活用については、すでに取扱要領・細則のある福島県の地域がん登録の活用を進めてはどうかとの意見とともに、罹患率が上がり始める20才代前後は、県外に出る方も増えると予想されるため、全国での長期的なフォローができる全国がん登録情報の把握が必要であるとの意見があった。

(4) 検査の説明について

- ・ 部会員より、対象者に対して、超音波検査のメリット・デメリットに関して十分に対象者に伝わっていないのではないか。十分な情報が与えられていないのではないか。学校はほぼ半強制的に受ける形になっているのではないか。倫理的なことをもう一回検討し改善すべき点を改善すべきであるとの意見があった。
- ・ 評価部会において、インフォームド・コンセントの内容を確認し、課題を整理した上で検討委員会に報告することとされた。